

大分県報

令和二年
第一三七号
九月四日

（金曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）……………一
指定予定保安林（三件）……………五
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………七
区画漁業の免許……………七
別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………七
佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………八
臼杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………八
津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………九
杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………九
三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………一〇
玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………一〇

告示

大分県告示第五百九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消除法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院

令和二年九月四日

大分県報（告示）

一

救急診療所	名称	所在地	認定期間
救急病院	河野脳神経外科病院	大分市森町西五丁目五番一号	令二・八・二から 令五・八・一まで
救急診療所	医療法人藤心会 黒田整形外科	宇佐市大字上田一五一〇番地	令二・八・二から 令五・八・一まで

大分県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド大在店
大分市大在浜一丁目十三
 - 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
 - 変更した事項
（一）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 岡 澤 正 章
変更一 代表取締役 山 口 聡 一
変更二 代表取締役 柴 田 祐 司
（二）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 岡 澤 正 章
変更一 代表取締役 山 口 聡 一
変更二 代表取締役 柴 田 祐 司
 - 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド宮崎店

大分市宮崎字シテノ九百二十五番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド佐伯南店

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
佐伯市大字池田字吉平新地二千百八十五番一 外
イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

4 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド杵築店

杵築市大字杵築字塩田六百六十五番地五百四十四

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

令和二年九月四日

大分県報（告示）

変更一 代表取締役 山口 聡 一
変更二 代表取締役 柴田 祐司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡澤 正章
変更一 代表取締役 山口 聡 一
変更二 代表取締役 柴田 祐司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド三重店

豊後大野市三重町大字市場字桑原田七百五番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡澤 正章

変更一 代表取締役 山口 聡 一

変更二 代表取締役 柴田 祐司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡澤 正章

変更一 代表取締役 山口 聡 一

変更二 代表取締役 柴田 祐司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド挾間店

由布市挾間町大字北方字下角七十一番地の一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字中ノ迫六四六番一・六五三番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五七番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

令和二年九月四日

大分県報（告示）

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字中ノ迫六四六番一・六五三番一・六五七番(以上三筆について、次の図に示す部に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市直川大字上直見字竹ノ原二八四七番二、字過原二八五〇番から二八五二番まで、二八五五番から二八五七番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字竹ノ原二八四七番二・字過原二八五五番・二八五七番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市朝地町鳥田字栗ノ木一番、四番、五番、八番二、一〇番、一二番、一五番二、一五番三、一五番五、一五番七から一五番九まで、一六番一、二二番一、二二番二、二二番三、二二番四(次の図に示す部分に限る。)、二二番三、二二番四、二二番五、二二番六、二二番七、二二番八、二二番九、二二番一〇、二二番一一、二二番一二、二二番一三、二二番一四、二二番一五、二二番一六、二二番一七、二二番一八、二二番一九、二二番二〇、二二番二一、二二番二二、二二番二三、二二番二四、二二番二五、二二番二六、二二番二七、二二番二八、二二番二九、二二番三〇、二二番三一、二二番三二、二二番三三、二二番三四、二二番三五、二二番三六、二二番三七、二二番三八、二二番三九、二二番四〇、二二番四一、二二番四二、二二番四三、二二番四四、二二番四五、二二番四六、二二番四七、二二番四八、二二番四九、二二番五〇、二二番五一、二二番五二、二二番五三、二二番五四、二二番五五、二二番五六、二二番五七、二二番五八、二二番五九、二二番六〇、二二番六一、二二番六二、二二番六三、二二番六四、二二番六五、二二番六六、二二番六七、二二番六八、二二番六九、二二番七〇、二二番七一、二二番七二、二二番七三、二二番七四、二二番七五、二二番七六、二二番七七、二二番七八、二二番七九、二二番八〇、二二番八一、二二番八二、二二番八三、二二番八四、二二番八五、二二番八六、二二番八七、二二番八八、二二番八九、二二番九〇、二二番九一、二二番九二、二二番九三、二二番九四、二二番九五、二二番九六、二二番九七、二二番九八、二二番九九、二二番一〇〇、二二番一〇一、二二番一〇二、二二番一〇三、二二番一〇四、二二番一〇五、二二番一〇六、二二番一〇七、二二番一〇八、二二番一〇九、二二番一一〇、二二番一一一、二二番一二二、二二番一二三、二二番一二四、二二番一二五、二二番一二六、二二番一二七、二二番一二八、二二番一二九、二二番一三〇、二二番一三一、二二番一三二、二二番一三三、二二番一三四、二二番一三五、二二番一三六、二二番一三七、二二番一三八、二二番一三九、二二番一四〇、二二番一四一、二二番一四二、二二番一四三、二二番一四四、二二番一四五、二二番一四六、二二番一四七、二二番一四八、二二番一四九、二二番一五〇、二二番一五一、二二番一五二、二二番一五三、二二番一五四、二二番一五五、二二番一五六、二二番一五七、二二番一五八、二二番一五九、二二番一六〇、二二番一六一、二二番一六二、二二番一六三、二二番一六四、二二番一六五、二二番一六六、二二番一六七、二二番一六八、二二番一六九、二二番一七〇、二二番一七一、二二番一七二、二二番一七三、二二番一七四、二二番一七五、二二番一七六、二二番一七七、二二番一七八、二二番一七九、二二番一八〇、二二番一八一、二二番一八二、二二番一八三、二二番一八四、二二番一八五、二二番一八六、二二番一八七、二二番一八八、二二番一八九、二二番一九〇、二二番一九一、二二番一九二、二二番一九三、二二番一九四、二二番一九五、二二番一九六、二二番一九七、二二番一九八、二二番一九九、二二番二〇〇、二二番二〇一、二二番二〇二、二二番二〇三、二二番二〇四、二二番二〇五、二二番二〇六、二二番二〇七、二二番二〇八、二二番二〇九、二二番二一〇、二二番二一一、二二番二一二、二二番二一三、二二番二一四、二二番二一五、二二番二一六、二二番二一七、二二番二一八、二二番二一九、二二番二二〇、二二番二二一、二二番二二二、二二番二二三、二二番二二四、二二番二二五、二二番二二六、二二番二二七、二二番二二八、二二番二二九、二二番二三〇、二二番二三一、二二番二三二、二二番二三三、二二番二三四、二二番二三五、二二番二三六、二二番二三七、二二番二三八、二二番二三九、二二番二四〇、二二番二四一、二二番二四二、二二番二四三、二二番二四四、二二番二四五、二二番二四六、二二番二四七、二二番二四八、二二番二四九、二二番二五〇、二二番二五一、二二番二五二、二二番二五三、二二番二五四、二二番二五五、二二番二五六、二二番二五七、二二番二五八、二二番二五九、二二番二六〇、二二番二六一、二二番二六二、二二番二六三、二二番二六四、二二番二六五、二二番二六六、二二番二六七、二二番二六八、二二番二六九、二二番二七〇、二二番二七一、二二番二七二、二二番二七三、二二番二七四、二二番二七五、二二番二七六、二二番二七七、二二番二七八、二二番二七九、二二番二八〇、二二番二八一、二二番二八二、二二番二八三、二二番二八四、二二番二八五、二二番二八六、二二番二八七、二二番二八八、二二番二八九、二二番二九〇、二二番二九一、二二番二九二、二二番二九三、二二番二九四、二二番二九五、二二番二九六、二二番二九七、二二番二九八、二二番二九九、二二番三〇〇、二二番三〇一、二二番三〇二、二二番三〇三、二二番三〇四、二二番三〇五、二二番三〇六、二二番三〇七、二二番三〇八、二二番三〇九、二二番三一〇、二二番三一〇番、字中庭五二二番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

令和二年九月二十五日から令和三年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第五百二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、令和二年九月一日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。
令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区第三五四一号	区第三五四一号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 山本 勇	令和二年五月二十九日付け大分県告示第三百十五号のとおり。	同上	令和二年九月一日から令和五年八月三十一日まで

大分県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、別府国際観光温泉

文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針(別府国際観光温泉文化都市建設計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、別府市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び保全の方針

(別府国際観光温泉文化都市建設計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

別府国際観光温泉文化都市建設計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月十六日(金) 午後七時から

開催場所 別府市役所 五階大会議室

四 閲覧期間

令和二年九月七日(月)から

令和二年九月二十三日(水)まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日(水)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第五百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、佐伯市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

佐伯都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月十五日(木) 午後七時から

開催場所 三余館 大会議室

四 閲覧期間

令和二年九月七日(月)から

令和二年九月二十三日(水)まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日(水)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

佐伯市中村南町一番一号 佐伯市建設部都市計画課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

佐伯市中村南町一番一号 佐伯市建設部都市計画課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第五百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、臼杵都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針（白杵都市計画区域マスタープラン）を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、白杵市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

白杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（白杵都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画を定める土地の区域

白杵都市計画区域

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月八日（木） 午後七時から

開催場所 白杵市役所 一階大会議室

四 閲覧期間

令和二年九月七日（月）から

令和二年九月二十三日（水）まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日（水）まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

白杵市大字白杵七十二番一 白杵市都市デザイン課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

白杵市大字白杵七十二番一 白杵市都市デザイン課

（「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（津久見都市計画区域マスタープラン）を変更するに当り、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

り、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、津久見市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（津久見都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画を定める土地の区域

津久見都市計画区域

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月二十九日（火） 午後七時から

開催場所 津久見市役所 一階大会議室

四 閲覧期間

令和二年九月七日（月）から

令和二年九月二十三日（水）まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日（水）まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

（「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（杵築都市計画区域マスタープラン）を変更するに当たり、都

市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、杵築市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(杵築都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

杵築都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月一日(木) 午後七時から

開催場所 杵築市きつき生涯学習館

四 閲覧期間

令和二年九月七日(月)から

令和二年九月二十三日(水)まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日(水)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

杵築市大字杵築三百七十七番地一 杵築市企画財政課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

杵築市大字杵築三百七十七番地一 杵築市企画財政課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第五百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。

以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、豊後大野市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

三重都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月十三日(火) 午後七時から

開催場所 豊後大野市役所 二階中央公民館視聴覚室

四 閲覧期間

令和二年九月七日(月)から

令和二年九月二十三日(水)まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日(水)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第五百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(玖珠都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、玖珠町の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年九月四日

大分県知事 広瀬 貞

一 都市計画の種類

玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（玖珠都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画を定める土地の区域

玖珠都市計画区域

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年十月六日（火） 午後七時から

開催場所 玖珠町役場 三階大会議室

四 閲覧期間

令和二年九月七日（月）から

令和二年九月二十三日（水）まで

五 公述申出期限

令和二年九月二十三日（水）まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

玖珠郡玖珠町大字帆足二百六十八番地の五 玖珠町企画商工観光課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

玖珠郡玖珠町大字帆足二百六十八番地の五 玖珠町企画商工観光課

（「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

令和二年九月四日

大分県報（告示）